

第5回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成21年8月4日（火）18：30～21：10

場 所：小諸市役所3階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員16名（欠席4名）、アドバイザー1名、事務局1名

1 開 会

- ・当初の予定どおりに進んでいない部分もあるが、じっくり検討していきたい。（座長）

2 議 題

（1）コミュニティの定義・役割の検討について

- ・この項目については、前回アドバイザーに4パターンを提示していただいた。1つめは現在暗黙の了解として決められていることを明文化するというもの。2つめは、現在より区の権限、機能を強化するというもの。3つめは、区だけでなく、市民活動団体も入るような新しい協議会をつくり、そこに権限を委譲するというもの。4つめは、区について何も規定しない、すなわち沈黙するというものであった。まず前回からの宿題となっているこの部分について、議論をお願いしたい。（座長）

（コミュニティの権利・責務・役割について事務局より説明）

- ・小諸市には、区にはなっていないが、「ケカチ」と「久保田」の2地区において区に準じた活動をしているため区ではなく地域自治組織と表現した。また、上田市の自治会について、小諸市の区とは形態が異なっているので紹介する。上田市の例規等には「自治会」に関する規定は一切なく、また自治会長についても市から委嘱をしているというわけではない。各自治会の集合体である「上田市自治会連合会」という組織により市とは独立した活動を行なっている。小諸市でも行っている広報の配布等については、区長事務ではなく、市と自治連合会とで委託契約を結び行なっている。（事務局）
- ・今回の事務局で示した「本市に住む人は、地域自治組織に加入するものとします。」という部分になるが「努めます」と「加入するものとします」とはどちらが強制的力のある言い方になるのか。（委員）
どちらの言い回しも強制的力はほとんど同じである。「ねばならない」という表現が一番強い表現になる。（座長）
- ・小諸市にとって、区は自治を行っていくうえで非常に重要な組織だと思うので、区について明文化した今回の事務局案に賛同できる。（委員）
- ・アドバイザーが示した1から4のどのパターンで進めていくのかを決めていない。まずはどのパターンにするのか明確にする必要があるのではないか。（委員）
前回からの流れで、小諸市としては1と2のパターンで進めていくことになっている。（座長）
- ・木を見て森を見ないというのではいけないと思う。まずはきちんとした森となる部分をつくっておかないと全体としてうまい構成にならない。区に加入するなら加入するということがよいが、そうなると今度は区費を払えない人等が問題となってくる。（委員）

- ・区は、自主的活動組織という側面と市の業務委託先という二面性をもっているのでは、どこかでそのことについて盛り込む必要があるのではないか。（委員）

自主活動組織という面は、定義の中で「自治意識に基づき主体的に活動する」と表現されている。（座長）
- ・市長へ区や市民活動団体が意見を述べることができるとし、市長がその活動を支援できるとしているが、市長との関係だけでなく、議会との関係についても触れておいたほうがよいのではないか。（委員）

市民は選挙によって市長を選出するが、同じく議員も選出するという二代表制からすると、議会との関係を盛り込んであってもよいと思う。（委員）

市議会議員は区から選出されていて、区の意見を議会へ汲み上げる役割もしているので、ぜひ条文に議会のことも盛り込んでほしい。（委員）

条文全体の構成や表現、定義の仕方によっても変わってくると思う。（委員）

NPOとしては、市長との関係だけで十分だと思う。（委員）

意見の提言はともかく、活動支援の部分へは、市長だけでなく、議会も付け加えていただきたい。議会からの支援も必要である。また、前回の条文では「執行機関」となっていたが今回は「市長」となっている理由を教えてください。（委員）

全体の代表者ということで、最終的に「市長」がよいと判断した。（事務局）
- ・意見の提言部分については、議会を入れる必要はないのではないか。議会が区の意見を聞いたところで、実際にその意見に基づいて政策を実行するわけではない。（委員）

市の重要な政策については、議会の議決が必要なので、議会は関係ないということにはならない。（委員）

区は区民の意見を議会へ陳情することができる。区の自主性といった面でそれを認めなければならないため、どこかに謳い込む必要があるのではないか。（委員）
- ・前回の条文では「区」となっていたが、今回は「地域自治組織」となっている。「地域自治組織」という名称はなんとなく親しみがなく。（委員）

「地域自治組織」ではなく「区等」としてはどうか。（アドバイザー）

今回事務局案として提示されている定義文の箇所を逆にしてはどうか。すなわち、「区等」の定義として、「本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。」とすればよい。（委員）
- ・市は固有の業務をもっており、また区も固有の業務をもっている。市から区への業務委託についての規定があるのだから、逆に区から市への業務委託の規定があってもいいのではないかとこの論点もある。（アドバイザー）

事務局の中で、その部分は話し合ったが、具体性がないとのことで省いた。（事務局）

しかし、将来的にはありえない話とは言い切れない面はある。（座長）
- ・市長への提言を規定してあるが、応答責任として「市長は、可能な限り意見を尊重しなければならない」や「誠実に答える」といった部分も検討の余地がある。
- ・いただいた意見については、全体の中で調整していくこととし、区に関しては概ねこのような内容でよい。（座長）

よい。（委員）

(2) 事業者・議会・市の執行機関の定義・責務・役割の検討について

事業者の定義・責務・役割の検討について

(事業者の定義・責務・役割について事務局より説明)

- ・事務局たたき台の内容でよいか。(座長)
- よい。(委員)

議会の定義・責務・役割の検討について

(議会の定義・責務・役割について事務局より説明)

- ・議会の自治基本条例策定委員会でも議論いただいているので、ご意見をいただきたい。(座長)
 - ・それでは、事務局たたき台を受けて、策定委員会で議論した内容をお伝えしたい。まず「市政を監視及び評価し、適切な運営を確保する」という部分になるが、「運営」にかかる部分が曖昧なため、運営の前に「市政」を付け加えたい。また、第2項の「積極的な政策立案及び政策提言に努める」という部分には、「積極的な」の前に、「市民の意思を適確に把握し、」を付け加えたい。さらに、第3項については、議会は執行機関ではないので「市民に対する説明責任を果たし」という文言ではなく「市民に積極的に情報公開し、」と変更したい。なお、事務局案には示されていないが「議員の責務」について、「市長の責務」部分とのバランス調整は必要だが、政治倫理の観点からすると新たに項を設けて追加するべきだと考える。内容は「市議会議員は、市議会の責務を自覚し、その職務を誠実に遂行するものとします。市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行するものとします。」といったものになるかと思う。(委員)
 - ・第3項の「市民参加による開かれた議会運営」という部分のイメージがわきにくい、具体的にはどういったものか。(委員)
- 議会として改革したことや市民からの提案、要望を議会で処理したことなどを市民にきちんと伝えていくということになると思う。(委員)
- 「市民参加による開かれた議会運営」を「民主的な議会運営」と読み替えてもらえば分かりやすいと思う。小諸市の議会は、他の市町村の議会と比べて請願や陳情の処理が非常に丁寧である。そういう意味で、小諸市議会は民主的な議会運営をしているといえる。(委員)
 - ・説明責任を情報公開としたが、情報公開だと求められて応じるイメージがある。(委員)
 - ・「市民に積極的に情報公開を行い」の具体的な中身は何か。(委員)

議会の情報は、議会だより、コミュニティテレビこもろ、議会報告会、会議録の公開等で提供している。また、本会議は公開であるし、委員会も原則公開としている。今後は本会議のネット中継も検討しており、あらゆる手段での情報公開を目指している。(委員)
 - ・それでは、議会については、委員からの指摘に基づき各項の修正を行うとともに、「議員の責務」を新たな項として追加したい。(座長)

市の執行機関の定義・責務・役割の検討について

(市の執行機関の定義・責務・役割について事務局より説明)

- ・具体的な説明責任や情報公開などは市政運営に規定したい。(事務局)
- ・定義は「行政委員会」を個別に書き出したほうがよい。(委員)

- ・市の執行機関の責務であるが、市長と職員の責務であるため項を分け、改めて「市の執行機関の責務」を規定する必要がある。（委員）
- ・マニフェスト部分の第2項「市の執行機関は、立候補予定者がローカル・マニフェストを作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をします。」という条文のイメージがわからない。例えば、5名の立候補予定者がいるとすると、5人が情報収集をしに市役所に押し寄せてくることになるのではないか。最近のマニフェスト流行を受けた条文としか思えない。あくまでもマニフェストと公約はイコールの存在だと思うので、この条文は必要ないと思う。（委員）
マニフェストをつくるにあたり、まったく行政に携わったことがない人でも、マニフェストを作成することができるように、行政側が情報提供をすることは必要だと思う。（委員）
通常の情報公開の制度に加え、立候補予定者はさらに高度な行政情報を知ることができるという点で、このローカル・マニフェストの条文は画期的な内容だといえる。（アドバイザー）
- ・この部分は「小諸市マニフェスト作成の支援に関する要綱」に謳われている。（座長）
要綱にこの内容が規定されているのだから、市の最高規範である自治基本条例で規定しておく必要があると思う。（委員）
- ・立候補者から市長を選ぶのは選挙人なので、マニフェストの作成を強要することに賛成できない。立候補者の主張を評価するのは、検証可能かどうかも含めて、選挙人である市民がすること。この項目は必要ないと思う。（委員）
専門的な知識をもった人であれば、立候補者の主張をすぐに理解できるかもしれないが、一般市民であれば、やはりマニフェストの方が立候補者の主張を理解しやすいと思う。（委員）
- ・公約は当選するための主張であり、マニフェストは当選後も含めた政策実行の道筋を示したものの。両者はまったく異なるものであるため、現在のスタイルに合っているのはマニフェスト型選挙だと思う。（委員）
- ・第3項に「市民の信託を受けたローカル・マニフェスト」とあるが、複数の立候補者がいて、それぞれのマニフェストを示して争った場合、そのうちの誰か一人が当選するわけであるが、果たして当選した者のマニフェスト全部が「市民の信託を受けた」ものといえるのか疑問を感じる。（委員）
自分の示したマニフェストの結果当選をしたのだから、基本的には「市民の信託を受けた」ものといえる。（座長）
- ・行政サイドからすると、マニフェスト選挙のほうが当選後の指標があるので、仕事がしやすいという部分はある。（委員）
- ・過去に公約を実行してこなかったことが、「公約」という言葉をダメにしてしまった。現在においてもマニフェストはあくまでも公約とイコールであると思う。マニフェストや公約の内容は市民が判断することであるため、マニフェストの作成を規定する必要はないと思う。（委員）
- ・時間もだいぶ超過してしまったので、マニフェストの部分については次回へ持ち越しとし、本日は閉会としたい。また宿題として、この部分についての意見もいただきたい。（座長）

（3）その他

- ・第6回ワーキンググループは8月31日（月）、第7回については、10月1日（木）両日も午後6時30分から開催する。（事務局）